

平成26年度事業計画

I 基本方針

近年の地域福祉を取り巻く状況は、出生率の低下や団塊の世代の高齢化などにより少子高齢化が一段と進む中、高齢者世帯や高齢者単身世帯が大幅に増加し、また失業等による若年層の生活困難世帯も増加するなど、地域における福祉ニーズは増加の一途をたどっています。これらは公的制度だけでは解決できないことも多く、社会福祉協議会を中核として、住民共助による支え合いによる地域福祉の推進に取り組む重要性が一層高まっています。

このような中、本会の経営環境を見ますと、依然として厳しい財務状況が続いていますが、限られた財源の中で、可能な限り効率的な事業運営を行い、求められる社協の役割を精一杯果たす必要があります。

平成26年度も「地域福祉活動計画」の活動理念である、住民の誰もがみんなで創り・育む、安全・安心して生活できる『わがまち別府』の実現を目指すとともに地域住民のニーズに応えるため、17地区社会福祉協議会をはじめ、民生・児童委員、各福祉関係団体などと連携して、積極的に地域福祉活動の推進に取り組んでまいります。

《 重点目標 》

- 1 地域福祉活動計画に基づくさらなる小地域福祉活動の推進
- 2 利用者の立場に立った生活支援及び福祉サービスの実施
- 3 研修を通じた人材育成及び職員の資質向上
- 4 経営情報等を積極的に公開するためにホームページを開設
- 5 新社会福祉法人会計基準への適切な移行

Ⅱ 各事業の個別目標

主旨

社会福祉協議会は、地域福祉の推進に必要な事業を行うため、次のような部門を持ち事業体制を確立する。

管理部門

管理係

効率的な法人運営を行うとともに、総合的な企画や各部門間の調整を行い、社会福祉協議会全体の適切な管理（マネジメント）業務を行う。

- 1) 平成27年度から適用される社会福祉法人の新会計基準へ適切に移行するため、規程の改正等見直し作業を進める。
- 2) 平成26年度から社会福祉法人の財務諸表情報公開が義務化されることに伴い、経営情報等を積極的に公開するため、ホームページを26年度内に開設する。
- 3) 職員の人材育成及び資質向上のため、積極的な研修会の受講
- 4) 北部コミュニティーセンター及び福祉会館の適切な運営管理

福祉推進部門

福祉推進係

住民参加や協働による福祉活動の支援、福祉のまちづくりや福祉コミュニティーづくりなどを展開し、地域福祉の推進に努める。

<日常生活自立支援事業（大分県社協受託事業）>

別府市あんしんサポートセンターは、認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等判断能力の不十分な方が地域で安心して自立生活を送るため、生活支援員を派遣して生活支援に向けた相談・情報提供・連絡調整・見守り・金銭管理等の福祉サービス利用援助を本人との契約により行う。

<高齢者福祉事業（別府市受託事業）>

高齢者を対象に「笑い」による健康増進・介護予防・閉じこもり防止の一環として「笑いセラピー」というテーマで講演会を開催し、高齢者の方に笑いの効能を体感してもらう。

<介護保険事業>

【訪問介護】

介護保険法に基づく指定事業・総合支援法に基づく事業及び在宅サービスの提供に努める。

要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の認定を受けた方が、在宅で自立した日常生活を営むことができるようにホームヘルパーが訪問し、家事援助や身体介護の支援を行う。

【居宅介護】

要介護状態にある高齢者等から介護サービス計画の作成依頼を受け、保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう連絡調整を行う。事業の実施にあたっては、利用者が可能な限り在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、公平中立な立場で利用者へ支援を行う。

【自立生活支援ホームヘルプサービス（有償）】

本会が実施する訪問介護、居宅介護等の事業において、市民が快適な在宅生活を送るために、介護保険法及び総合支援法の適用外のきめ細かなサービスを利用者からの要望により有償で行う。

<共同募金事業>

大分県共同募金会別府市共同募金委員会事務局として、赤い羽根共同募金運動及び歳末たすけあい募金運動の活動を行う。

1) 赤い羽根共同募金（運動期間10月1日～12月31日）

戸別世帯・職場・学校・法人等に働きかけ、広く募金運動を周知し、地域福祉推進への関心を高め、地区社協助成金事業友愛訪問事業・在宅高齢者・障がい者助成事業等に活用する。

- 2) 歳末たすけあい募金（運動期間12月1日～12月31日）
共同募金運動の一環として募金活動を行い、集められた募金は、歳末見舞事業・施設、団体等に配分する。

<貸付事業>

【生活福祉資金】大分県社協受託事業

低所得世帯及び障がい者世帯に対し、総合支援・福祉資金・教育支援及び不動産担保型生活資金を無利子又は低利で貸し付け、民生委員・児童委員の指導協力を得て、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長を図り、安定した生活が営めるよう援助する。

【臨時特例つなぎ資金】大分県社協受託事業

離職者を支援するための公的給付制度又は、公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を迅速に貸し付ける事により、その自立を支援する。

【福祉資金】

緊急的な資金を必要とする低所得者及び高齢者に対し、5万円を上限に貸付を行う。

<ボランティアセンター運営事業>

ボランティアセンターとしての機能の充実強化を図るため、ボランティアの拡大と活性化を図る。ボランティア活動に関する相談を受け、活動紹介・情報提供及び活動支援を行い別府市ボランティアセンターの運営と機能充実を図る。

また、九州北部豪雨災害を教訓とし、災害発生時に迅速に機能する災害ボランティアセンターの設置及び運営できる体制づくりと地域づくりに取り組む。

<相談事業>

弁護士及び元家裁判事による専門的相談や民生委員・児童委員による相談等、市民の生活上の悩みごとや心配ごとを持った方

々の相談に応じ、個々の相談案件について適切な助言や指導にあたる。

<その他事業>

寄附者の意向を確認し、一般寄附・香典返しについては本会活動に有効活用するとともに、市民の善意で送られた車イスについても無料貸出を通じて、引き続き有効に活用する。
また、社協活動をより活発にするため、広報媒体（社協だより・ホームページ）を通じて、賛助会員の加入増強促進に努める。